
CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2019/9/6号 (No. 322)

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 市場監督管理総局、「商標登録出願規範化の若干規定」で意見募集(中国質量新聞網 2019年8月30日)

○ 中央政府の動き

1. CNIPA 賀化副局長とバイエル CIPO が北京で会談(国家知識産権網 2019年8月28日)
2. 中国とアルゼンチン、PPH 試行プログラムを9月2日より開始(国家知識産権網 2019年8月27日)
3. 中国とシンガポール、知的財産権分野の交流、協力を強化へ(中国政府網 2019年8月27日)
4. 国家知識産権局、地理的表示使用認可の改革作業を開始(国家知識産権網 2019年8月23日)
5. 第10回中国アセアン知的財産庁長官会合が杭州で開催(国家知識産権網 2019年9月4日)
6. CNIPA 申長雨局長とシンガポール知的財産庁 [ダレン・タン](#) 鄧鴻森 長官が会談(国家知識産権網 2019年9月3日)
7. 市場監督管理総局、知的財産権法執行フォーラムを天津で開催(国家市場監督管理総局公式サイト 2019年9月1日)
8. 駐中国外国公館の知的財産担当官、模倣品摘発などで交流会(国家市場監督管理総局公式サイト 2019年8月30日)

○ 地方政府の動き

1. 吉林省知識産権局、東北アジア博覧会で相談窓口を設置(国家知識産権網 2019年8月28日)
2. 厦門、知的財産権運営公共サービスプラットフォームを設立(国家知識産権戦略網 2019年8月26日)
3. 独禁法に係る三つの法規が9月1日より施行(国家知識産権戦略網 2019年9月4日)

○ 司法関連の動き

1. 安徽省初の知的財産権調停センターが運用開始(中国打撃侵権工作網 2019年8月30日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 江西、「重点分野模倣品取り締まり活動プラン」を発表(中国打撃侵権工作網 2019年8月26日)
2. 安徽・合肥市、7機関が「網剣行動」を共同で実施(中国打撃侵権工作網 2019年8月26日)
3. 福州、権利侵害摘発を推進 上半期に顕著な実績(中国打撃侵権工作網 2019年8月26日)
4. 湖北、知的財産権違法行為取り締まり百日行動を実施(国家知識産権網 2019年9月3日)
5. 浙江省、電子商取引分野の知的財産保護で目覚ましい成果(中国打撃侵権工作網 2019年8月30日)
6. 甘肅市場監督管理局、知的財産権侵害などの違法情報を募集(中国質量新聞網 2019年8月27日)

○ 統計関連

1. 河南、上半期の知的財産権担保融資が14億3000万元増加(中国政府網 2019年8月26日)
2. 広東、1~7月のPCT出願が1万1563件 全国の4割を占める(中国打撃侵権工作網 2019年8月28日)

○ その他知財関連

1. 中国市場監督管理発展ラウンドテーブル・法治フォーラムが北京で開催(中国打撃侵権工作網 2019年8月26日)
2. 「経済グローバル化の背景における知財運営の生態系」フォーラム、杭州で開催(国家知識産権網 2019年9月3日)
3. 第10回中国知的財産権年次総会、浙江・杭州市で開催(国家知識産権網 2019年9月2日)

4. 国家知識産権局と世界知的所有権機関、TISCに関する国際会議を共催(国家知識産権網 2019年9月2日)

●ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 市場監督管理総局、「商標登録出願規範化の若干規定」で意見募集★★★

国家市場監督管理総局が8月30日、公式サイトで「商標登録出願行為の規範化に関する若干規定(意見募集稿)」を公表した。

同総局は意見募集稿について、改正「中華人民共和国商標法」を徹底し、商標登録出願行為の規範化と悪意による出願の規制、商標登録管理秩序の維持を図るため、9月8日までに一般向け意見募集を行うと説明している。意見募集稿に関する意見、アドバイスは以下の方法により提出することができる。

▽国家市場監督管理総局公式サイト (<http://www.samr.gov.cn>) で提出する。

▽電子メール(宛先: fgs@samr.gov.cn) で提出する。

(出典: 中国質量新聞網 2019年8月30日)

http://www.cqn.com.cn/zj/content/2019-08/30/content_7484386.htm

○ 中央政府の動き

★★★1. CNIPA 賀化副局長とバイエル CIPO が北京で会談★★★

8月27日、中国国家知識産権局(CNIPA)賀化・副局長が北京で、独バイエルグループの知的財産最高責任者(CIPO)を務めるジョーゴ・トマー氏率いる代表団と会談を行い、共に関心を寄せる知的財産権課題について意見を交わした。

賀副局長はCNIPAの機構改革と「専利法」改正作業の進捗状況を説明した後、特許権侵害賠償、特許の有効期限、パテントリンケージ制度などの課題について代表団のメンバーと交流を行った。また、賀副局長は、中国政府は知的財産権の保護を高く重視しているとし、CNIPAとしては国内外の産業界の声に耳を傾けて、企業のニーズに対する理解を深めたいと表明した。

トマー氏は中国政府の知的財産権保護を強化するための努力を称賛した。また、バイエルグループの中国における最新の動きを説明し、中国での技術イノベーションを引き続き推し進めていきたいと表明した。

(出典: 国家知識産権網 2019年8月28日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1141642.htm>

★★★2. 中国とアルゼンチン、PPH 試行プログラムを9月2日より開始★★★

中国国家知識産権局(CNIPA)とアルゼンチン産業財産権庁(INPI)が締結した「特許審査ハイウェイ分野で協力を展開する共同声明」によると、CNIPAとINPIは今年9月2日より特許審査ハイウェイ試行プログラム(PPH)を開始する。実施期間は2年で、2021年に終了する。

同PPH試行プログラムの適用は2009年以降提出された特許出願に限定される。両庁はそれぞれ最多300件の申請を受け付ける。この中でINPIに提出する指定の電子分野に関するPPH申請は70件を上限としている。申請に係る要件及び手続は両庁がPPH試行プログラムに関してそれぞれ作成した規定に基づいて行われる。

(出典: 国家知識産権網 2019年8月27日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1141620.htm>

★★★3. 中国とシンガポール、知的財産権分野の交流、協力を強化へ★★★

8月26日、中新広州知識シティとシンガポール知的財産庁がシンガポールでセミナーを開催し、知的財産権分野の交流と協力の強化について議論を交わし、「中国・シンガポール国際知的財産権イノベーション・サービスセンター」試運行プログラムを始動させた。

広州市黄浦区に位置する中新広州知識シティは、中国とシンガポールが共同で進める政府間協力プロジェクトで、2016年7月より知的財産権の運用と保護に関する総合的改革パイロット事業を展開している。これまでに知的財産権制度、金融サービス、保護体制などの面で模索、刷新を行ってきてお

り、今後はシンガポールの先進な経験を更に取り入れて、知的財産権牽引型の発展を実現することとしている。

フォーラムで始動した「中国・シンガポール国際知的財産権イノベーション・サービスセンター」は、昨年9月に双方が合意したもので、知的財産権に関する代理、法律、情報、商標化、コンサルタント、育成の6分野で完全なサービスシステムの整備を目指している。

(出典：中国政府網 2019年8月27日)

http://www.gov.cn/xinwen/2019-08/27/content_5424950.htm

★★★4. 国家知識産権局、地理的表示使用認可の改革作業を開始★★★

国家知識産権局がこのほど「地理的表示製品専用標識の使用認可に関する改革パイロット事業の実施に関する通達」を發布した。地理的表示の管理で国务院の放管服（行政簡素化・権限委譲、監督管理の強化、サービスの最適化）改革を徹底し、地理的表示製品の保護と管理を強化することが狙いである。

「通達」は、地理的表示製品の専用標識に関する管理活動の現状を踏まえて使用認可に関する活動体制の導入を検討し、専用標識の使用に対する監視、管理を強化して、地理的表示の保護活動を支援することとしている。また、パイロット事業では▽改革・革新▽規範的で秩序ある▽緩和と管理の両立——という原則を堅持して、受付窓口の設置、活動体制の明確化、業務規程の作成などを含む認可システムを整備することが求められている。

(出典：国家知識産権網 2019年8月23日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1141587.htm>

★★★5. 第10回中国アセアン知的財産庁長官会合が杭州で開催★★★

9月2日午後、第10回中国アセアン知的財産庁長官会合が浙江・杭州市で開催された。中国国家知識産権局（CNIPA）申長雨局長が議長を務めた。東南アジア諸国連合からは知的財産権協力作業部会の黎玉林リー・ユーリン輪番議長、[市場一体化庁市場統合局の胡光忠ホー・クアン・チュン](#)長官とアセアン諸国の知的財産権関係責任者が出席した。

会合において中国側代表が「2018～2019年度中国アセアン知的財産権協力活動計画」の実施状況を報告した。双方は、「2019～2020年度中国アセアン知的財産権協力活動計画」について審議を行い、採択した。新たな活動計画によると、中国とアセアンは知的財産権の審査の質と効率の向上、研修訓練、人的交流などの分野で協力の範囲を一層拡大する。会合ではまた、第11回中国アセアン知的財産庁長官会合を来年、ベトナム国家知的財産庁の主催でダナンで開催することが決定された。

(出典：国家知識産権網 2019年9月4日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1141895.htm>

★★★6. CNIPA 申長雨局長とシンガポール知的財産庁ダレン・タン鄧鴻森長官が会談★★★

9月2日午前、国家知識産権局（CNIPA）申長雨局長が杭州で、第10回中国知的財産権年次総会に出席するために訪中したシンガポール知的財産庁のダレン・タン鄧鴻森長官と会談を行った。

申局長は、両国が長期に渡って維持してきた安定的な協力関係と各分野における協力事業の進捗を評価した後、来年、国交樹立30周年を迎えることに言及し、新たな発展のチャンスを掴み、協力関係を一層深化させ、双方の協力事業でより大きな実績を上げるよう努めたいと表明した。

ダレン・タン鄧長官は、双方による知的財産権分野の協力が一層スムーズになり、分野が一層拡大したことをうれしく思うとし、今後も世界知的所有権機関や中国・ASEAN 知的財産権協力の枠組みの下で、双方の密接な協力関係を保っていききたいと語った。

(出典：国家知識産権網 2019年9月3日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1141849.htm>

★★★7. 市場監督管理総局、知的財産権法執行フォーラムを天津で開催★★★

9月1日、2019市場監督管理フォーラム・知的財産権法執行サブフォーラムが天津で開催された。「権利侵害と模倣品を摘発し、イノベーションと発展を促進」をテーマとし、知的財産権に関する法執行能力の向上を巡って議論が交わされた。

国家市場監督管理総局の甘霖副局長が基調演説を行った。甘副局長は、総局と各地方当局の法執行分野におけるキャパシティ・ビルディングを総括した後、経済発展モデルの転換を加速し、高品質な

発展を目指すこの重要な時期に、知的財産権保護がその重要性を増しているとの認識を示し、知的財産権法執行制度の改善、整備を急ぎ、実務上の難題の解決に努めるよう呼びかけた。

世界知的所有権機関（WIPO）中国事務所、中華商標協会の責任者と中国人民大学、中国政法大学の専門家、一部の業界協会、企業の代表合わせて 100 名以上がフォーラムに出席した。

（出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2019 年 9 月 1 日）

http://www.samr.gov.cn/xw/zj/201909/t20190901_306442.html

★★★8. 駐中国外国公館の知的財産担当官、模倣品摘発などで交流会★★★

全国の知的財産権侵害と模倣品製造販売を摘発する活動指導グループ弁公室が 8 月 28 日、各国駐中国公館の知的財産担当官を招く交流会を北京で開催した。EU、米国、オーストラリアを含む 12 の大使館の知的財産担当官が出席し、知的財産権の保護や模倣品取り締まりなどについて中国側関係者と議論を交わした。

指導グループ弁公室・主任を務める国家市場監督管理総局（SAMR）甘霖副局長が各国大使館の代表と会談を行った。SAMR 執法稽查局の路副局長が昨年以降の権利侵害・模倣品摘発活動の概況を説明し、国家知識産権局の関係者が中国の知的財産権保護に関する法体制整備などの取り組みを説明した。

参加者らは知的財産権の保護、権利侵害・模倣品摘発の措置、今後の交流と協力のさらなる強化を巡って討議を交わした。

（出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2019 年 8 月 30 日）

http://www.samr.gov.cn/xw/zj/201908/t20190830_306397.html

○ 地方政府の動き

★★★1. 吉林省知識産権局、東北アジア博覧会で相談窓口を設置★★★

8 月 23 日から 27 日にかけて、第 12 回中国東北アジア博覧会が長春で開催された。吉林省知識産権局は、知的財産権の保護、支援を担当する職員を派遣し、知的財産権の普及啓発や保護活動を行った。

省知識産権局が展示会の現場に設置した相談窓口は、知的財産権侵害の苦情、通報を受け付けるほか、知的財産権の宣伝資料を 700 部以上配布し、出展企業や消費者の問い合わせに回答し、知的財産権を尊重・保護する雰囲気を作り出した。

今回の博覧会は国内外からの 1337 の出展企業と機構が出展した。初めて設けられた 5G 新時代テーマ館で、東北アジア地域の先端的な 5G 技術、5G 産業、5G 国際協力などが集中的に展示された。

（出典：国家知識産権網 2019 年 8 月 28 日）

<http://www.cnipa.gov.cn/dttx/1141630.htm>

★★★2. 厦門、知的財産権運営公共サービスプラットフォームを設立★★★

8 月 23 日、厦門（アモイ）市知識産権局と厦門両岸エクイティ取引センターが共催した「厦門市知的財産権金融サービス推進会と政府・銀行・企業マッチング会」において、厦門知的財産権運営公共サービスプラットフォーム、厦門「一帯一路」重点産業知的財産権投資基金、厦門「一帯一路」知的財産権サービス連盟が発足した。

厦門知的財産権運営公共サービスプラットフォームは、「大運営、大保護、大サービス」を目指すワンストップ・サービス・プラットフォームとして位置付けられ、オンライン・システムとオフライン・サービスセンターの 2 部分からなる。オンライン・システムには知的財産権のビッグデータ管理、取引センター、知的財産権保護など 5 つの主要部分が含まれる。知的財産権の運営・取引、先端知的財産権運営機構の育成、知的財産権金融サービス等に関するサービスを行う。

（出典：国家知識産権戦略網 2019 年 8 月 26 日）

<http://www.nipso.cn/onews.asp?id=47961>

★★★3. 独禁法に係る三つの法規が 9 月 1 日より施行★★★

国家市場監督管理総局は今年 6 月、「独占的協定の禁止に関する暫定規定」、「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する暫定規定」及び「行政権力の濫用による競争排除、制限行為の禁止に関する暫定規定」を公布した。この 3 つの規則は 9 月 1 日より正式に施行される。

同総局の関係責任者によると、3 つの規則は中央と省の 2 級法執行メカニズムを明確にした。総局は省（自治区、直轄市）を跨ぐ事件、経緯が複雑な事件、又は全国に重大な影響を及ぼす事件の調査・処分を、省レベルの市場監督管理部門は本行政区域内の事件の調査・処分を担当する。

3つの規則は事件処理に関わる通報、立件、調査、処理、公示などの実務と手続きについて全面的に規定している。また、法執行機関は独占的協定を調査、処分する際、すべての事業者に対して平等に扱わなければならないと規定した。同時に、独占的協定の認定方法と法執行手順を細分化し、事業者が自主的に報告する順序によって処罰が減免される程度などを明確にした。さらに、インターネットや知的財産権分野に属する事業者が市場支配的地位を有するかを判断するための考慮要素などをより具体化・詳細化している。

(出典：国家知識産権戦略網 2019年9月4日)

<http://www.nipso.cn/oneNews.asp?id=48084>

○ 司法関連の動き

★★★1. 安徽省初の知的財産権調停センターが運用開始★★★

安徽省初の知的財産権調停センターはこのほど、安徽天禾弁護士事務所で行われ、正式に発足した。知的財産権紛争を専門に取り扱う弁護士調停センターを、弁護士事務所に設置するのは安徽省初である。

調停活動の効率向上を狙い、同センターは一連の業務フローを最適化した。「事件の受け付け、当事者との連絡、調停担当弁護士の指定、調停の開始と終了、電子ファイリングを含む活動体制をほぼ確立している」と、調停センター主任を務める陳軍氏が説明した。

同調停センターの運用開始により、裁判所が当面抱えている「人手不足」などの課題の解決につながり、司法資源と訴訟コストを節約し、当事者の合法的権益をより良く守ることが期待されている。

(出典：中国打撃侵権工作網 2019年8月30日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/dfdt/201908/20190800226960.shtml>

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 江西、「重点分野模倣品取り締まり活動プラン」を発表★★★

江西省市場監督管理局がこのほど、「重点分野の模倣品・劣悪商品などを取り締まる活動プラン(2019~2021)」を発表した。食品、農村市場、電子商取引サイト、認証分野を2019年から2021年までの重点分野としてそれぞれ特別行動を実施し、違法情報の収集、分析を強化し、事前防止と違反行為の正確な摘発に取り組み、公平に競争できる市場秩序の維持に努める方針を明確にした。

「活動プラン」はまた、江西省の各級の市場監督管理当局に対し、地域間の協力強化、法執行実務への指導強化、法執行担当者の育成訓練、監視管理体制の刷新などを求めている。

(出典：中国打撃侵権工作網 2019年8月26日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/dfdt/201908/20190800226569.shtml>

★★★2. 安徽・合肥市、7機関が「網剣行動」を共同で実施 ★★★

ネット取引市場のさらなる規範化と、オンライン・オフライン監視管理の一体化の推進を狙い、安徽省合肥市の市場監督管理局、発展改革委員会、商務局、廬州税関、ネットセキュリティ・情報化弁公室、郵政局の7機関がこのほど、2019年度のネット市場監視管理特別行動(網剣行動)を共同で発足させた。

今回「網剣行動」は、合肥市の市場監督管理部門間共同会議の役割を果たせ、「電子商取引法」の関連規定に基づいて、ネット市場における際立った問題を嚴重に取り締まり、公平に競争できる市場環境の構築に努める方針である。関係者によると、▽電子商取引の主体資格の厳格化▽ネット上の模倣品などの摘発強化▽不正競争に対する嚴重な取締り▽インターネット広告業界の管理強化——などに重点が置かれるという。

(出典：中国打撃侵権工作網 2019年8月26日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/dfdt/201908/20190800226585.shtml>

★★★3. 福州、権利侵害摘発を推進 上半期に顕著な実績★★★

福建省福州市は今年上半期、開放拡大とビジネス環境改善、イノベーション保護、高品質な発展の実現を狙い、知的財産権侵害と模倣品製造販売の摘発活動に注力し、目覚ましい実績を上げた。福建省市場監督管理局の公式サイトでわかった。

福州市の市場監督管理局は、法執行部門と業界管理当局との密接な協力、情報共有などを強化するとともに、行政法執行と刑事司法との連携を推進している。1~6月、福州市の行政法執行部門は知的

財産権侵害と模倣品製造販売の関連事件合わせて 501 件を調査した。この中で、442 件の処理が終了し、違反者に過料など 2325 万元を科し、犯罪の疑いがある 10 件を公安機関に移送した。

(出典：中国打撃侵權工作網 2019 年 8 月 26 日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/dfdt/201908/20190800226601.shtml>

★★★4. 湖北、知的財産権違法行為取り締まり百日行動を実施★★★

湖北省市場監督管理局と湖北省知識産権局がこのほど、9 月 1 日より知的財産権関連の違法行為を取り締まる百日行動を実施する旨の通達を出した。重点分野の法執行、検査と優良商標の保護を強化し、典型的な違法事件を厳重に取り締まり、法執行能力の全面的な向上と長期的な保護体制の整備に努める方針を明確にした。

「通達」は、知的財産権の保護強化に関する国の方針を徹底し、「2019 年知的財産権法執行『鉄拳』行動方案」などを実施するために「百日行動」を実施すると強調している。湖北省の市場監督管理部門に対し、知的財産権分野の行政法執行活動を強化し、知的財産権分野の違法行為を厳しく摘発し、行政法執行の効果を全面的に向上させ、知的財産権の保護意識の普及啓発と良好なビジネス環境の構築に取り組むよう求めている。

(出典：国家知識産権網 2019 年 9 月 3 日)

<http://www.cnipa.gov.cn/dtxx/1141873.htm>

★★★5. 浙江省、電子商取引分野の知的財産保護で目覚ましい成果★★★

浙江省は中国で電子商取引産業が最も発展している省である。昨年、電子商取引の総売上高は 5 兆 8000 億元に達し、全国の約 7 割を占める。昨年末時点の専利（特許、実用新案、意匠）の総出願件数は 45 万 6000 件に、有効登録商標は 198 万件にそれぞれ達する。優れた電子商取引環境の構築、業界の健全な発展を促進するには、知的財産の保護強化が求められている。

浙江省市場監督管理局によると、昨年、浙江省はインターネット関連の違法事件を 1 万 917 件摘発した。この中で、知的財産権侵害事件が 1045 件で、事件に関わった金額が 26 億元に上り、違反者に総額 1 億 5000 万元の過料が科された。このほか、1 万 3577 の違法サイトが閉鎖された。地域を跨ぐ違法行為の摘発を推進するために、浙江省は江西、山東などと協力協定を締結し、地域を跨ぐ監視管理協力のスマートシステムを構築した。

浙江省はまた、ビッグデータ技術を活用し、浙江省の中国馳名商標、老舗ブランドなどの影響力が高いブランドを収録した保護リストを作成し、ブランド検索、情報配信などの機能を統合した知的財産権保護ネットワークを整備した。

(出典：中国打撃侵權工作網 2019 年 8 月 30 日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/dfdt/201908/20190800226955.shtml>

★★★6. 甘肅市場監督管理局、知的財産権侵害などの違法情報を募集★★★

甘肅省の市場監督管理局は現在、知的財産権を守る法執行の特別行動「鉄拳行動」と、専利代理業界の不正を取り締まる「ブルースカイ」特別行動を推進している。知的財産権の保護を強化し、商標、専利（特許、実用新案、意匠）、地理的表示などの知的財産権を侵害する違法行為を厳重に取り締まり、権利者と消費者の合法的權益を確実に守り、良好なビジネス環境を整備することが狙いである。特別行動の効果向上を目指し、同局は 8 月 26 日、知的財産権侵害と専利代理業界の違反行為に関する情報を一般向け募集すると発表した。

情報募集の範囲は▽商標権に関わる侵害、違法行為▽専利を詐称する行為▽地理的表示に関わる侵害、違法行為▽特殊標識に関わる侵害、違法行為▽専利代理業界の違反行為——の 5 つが含まれる。

(出典：中国質量新聞網 2019 年 8 月 27 日)

http://www.cqn.com.cn/zj/content/2019-08/27/content_7466011.htm

○ 統計関連

★★★1. 河南、上半期の知的財産権担保融資が 14 億 3000 万元増加★★★

今年 1～6 月、河南省の知的財産権担保融資が 14 億 3000 万元増加した。昨年末時点の累計融資額は 56 億 8400 万元であった。知的財産権による融資は中小企業の資金繰り問題の解決に大きく寄与している。8 月 22 日、河南省市場監督管理局が開いた知的財産権活動会議でわかった。

河南省は近年、知的財産権の発展に力を入れている。今年上半期の専利（特許、実用新案、意匠）出願は 6 万 6633 件に、専利登録は 4 万 1637 件に、人口 1 万人あたり特許保有件数は 3.72 件に、有効

登録商標の新規増加件数は13万2300件にそれぞれ達している。このほか、地理的表示は61件、地理的表示の使用が認可された企業が199社となっている。

企業の知的財産権に関する運用、保護能力も明らかに向上している。昨年、企業の専利出願件数が9万4000件で、河南省全体の約8割を占める。専利出願件数が100件を超える企業は77社、登録件数が50件以上の企業は86社に達し、4000社以上は特許を保有している。

(出典：中国政府網 2019年8月26日)

http://www.gov.cn/shuju/2019-08/26/content_5424480.htm

★★★2. 広東、1～7月のPCT出願が1万1563件 全国の4割を占める★★★

広東省は知的財産権の創造、運用、保護で目覚ましい成果を上げている。今年7月末時点の有効特許が27万8800件に達し、全国の7分の1を超え、9年連続で全国1位となっている。人口1万人あたり特許保有件数が24.57件、全国平均水準の1.88倍に当たる。1～7月の特許協力条約(PCT)に基づく国際出願が1万1563件、全国の43.62%を占め、17年連続でPCT出願が最も多い省となっている。

商標の有効登録件数は6月末時点、401万5300件に達し、全国の5分の1を占め、24年連続で全国最多となった。また、知的財産権総合実力指数は6年連続、専利総合実力指数は8年連続で全国1位となっている。

広東省市場監督管理局の麦教猛局長によると、広東省は知的財産権戦略を徹底し、高品質な専利と商標ブランドの育成を奨励、支援し、知的財産権の転化と運用を推進している。一連の施策は功を奏し、広東省の経済発展を力強く後押ししている。昨年の域内総生産は9兆7300億元に達し、全国のGDPの1割以上を占め、30年連続で全国首位の座をキープしている。

(出典：中国打撃侵権工作網 2019年8月28日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/dfdt/201908/20190800226735.shtml>

○ その他知財関連

★★★1. 中国市場監督管理発展ラウンドテーブル・法治フォーラムが北京で開催★★★

8月21日、中国市場監督管理発展ラウンドテーブル・法治フォーラムが北京で開催された。国家市場監督管理総局の甘霖副局長をはじめ、中国政法大学、中国社会科学院大学、清華大学・法学院、北京大学・法学院、中国人民大学法学院などからの専門家、責任者が出席した。

同フォーラムは国家市場監督管理総局傘下の発展研究センターが主催するもので、2017年に初回が開催されて以来、6回の正式会議と3回の対話イベントが実施された。ハイレベルな協力、研究の場を作り、「市場監視管理の法体系整備についての思考」というテーマの下で、市場監視管理分野の立法、法執行における重大な課題を巡って政策、理論の検討を行う。甘霖副局長は演説の中で、専門家たちが市場監視管理の改革、発展に注目し、その法体系と監視管理メカニズムの整備に寄与してほしいと呼びかけた。

(出典：中国打撃侵権工作網 2019年8月26日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/ywdt/201908/20190800226577.shtml>

★★★2. 「経済グローバル化の背景における知財運営の生態系」フォーラム、杭州で開催★★★

9月2～3日、第10回中国知的財産権年次総会の一環として、「経済グローバル化の背景における知的財産運営の生態系」フォーラムが杭州で開催された。国家知識産権局(CNIPA)何志敏副局長が出席し、基調演説を行った。寧波、厦門、成都、南京、西安、蘇州、鄭州、長沙など、知的財産権運営サービスシステム整備事業の重点都市として指定されている都市の関係責任者と、国内外の産業界、サービス機構、大学、研究機関からのゲストを含む2000名以上がフォーラムに参加した。

フォーラムでは、知的財産権運営によって獲得した現段階の成果が発表された。「知的財産権の運営と都市のイノベーション・発展」、「知的財産権運営の経験共有」、「中小企業の健全な発展を支える知的財産権金融」といった3部分が含まれる。参加者はそれぞれ、政府、産業界、学術の異なる視点から中国の知的財産権運営事業の推進について討議を行った。

(出典：国家知識産権網 2019年9月3日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1141847.htm>

★★★3. 第10回中国知的財産権年次総会、浙江・杭州市で開催★★★

9月2日、「時代と共に歩む知的財産権」をテーマとした第10回中国知的財産権年次総会が浙江・杭州市で開催された。国家知識産権局の申長雨局長、杭州市の周江勇書記、浙江省の朱從玖副省長が開

幕式に出席し、演説した。世界知的所有権機関（WIPO）のフランシス・ガリ事務局長が祝賀ビデオメッセージを送った。

今年次総会に開幕式、基調演説、フォーラム、ラウンドテーブル、発表会など一連のイベントが行われる。WIPOを含む国際組織、東南アジア諸国連盟（ASEAN）事務局、ASEAN 諸国の知的財産権主管機関、中国政府の関係部門、国内外の知的財産権サービス機構、大学、研究機関、企業の代表が一堂に会し、新時代における知的財産権の発展の新たなあり方、施策について議論を交わす。

（出典：国家知識産権網 2019年9月2日）

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1141843.htm>

★★★4. 国家知識産権局と世界知的所有権機関、TISCに関する国際会議を共催★★★

9月2日、浙江省杭州市において、中国国家知識産権局（CNIPA）と世界知的所有権機関（WIPO）の共催により、技術・イノベーション・サポートセンター（TISC）と国家・機構戦略枠組みの融合に関する国際会議が開催された。中国政府から CNIPA 甘紹寧副局長が、WIPO から高木善幸事務局長補が出席し、それぞれ演説を行った。

今回の会議は、TISC に関して行われた初の地域を跨ぐ国際会議である。アルジェリア、チリ、キューバ、エジプト、グルジア、インド、モンゴル、モロッコ、フィリピン、ロシア、南アフリカ、ベトナムの12国からの代表がそれぞれの TISC プログラム実施に関する経験を共有し、世界における TISC サービスネットワークの効果的な活用について、参加者間で意見交換が活発に行われた。

甘副局長と高木事務局長補は会議において、第2陣として中国に設置された10の TISC に銘板を授与した。中国では今年初、初の TISC が設置された。国家知識産権局は2021年までに100の TISC を設置する計画があり、国内ユーザーによる知的財産権の保護・活用に貢献することが期待される。

（出典：国家知識産権網 2019年9月2日）

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1141846.htm>

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG（Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ）は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。主な活動には、年5回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産権問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved